

法務局への出資金額の変更登記の申請

組合員の加入及び脱退の自由は組合の原則である(組合法 14、18、団体会法 38、40)から、組合の出資の総口数及び払込済出資総額は組合員の加入、脱退に応じて常に変動する。これらの事項も登記事項とされているから、通常の変更登記と同様に、そのつど変更の登記をして、実体関係をできるだけ登記簿に反映させることが望ましいのであるが、そのつど変更の登記をすることは、はんさにたえないから、とくに変更登記についての例外が認められている。

1. 出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在の出資の総口数及び払込済出資総額について当該年度が終了した日の翌日から、主たる事務所の所在地においては4週間以内に、従たる事務所の所在地においては5週間以内にすれば足りる(組合法 86、団体会法 5の23、54)。もちろん変更のあったつどこれらの変更の登記をしても差し支えない。

2. 出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記申請書には、これらの事項の変更を証する書面を添付することを要する(組合法 95、団体会法 5の23、54)。なお、監事の作成した証明書を添付する場合、監事の資格証明書を添付する必要はない(昭40.2.19民事四発61号民事局第四課長回答)。

従たる事務所の所在地において登記をする場合には、主たる事務所の所在地でした登記を証する書面を添付しなければならない。

1. 変更期限 事業年度終了後4週間以内

2. 作成部数 1部(法務局)

3. 提出書類(A4サイズ)

(1) 変更登記申請書

(2) 出資の総口数及び払込済出資総額の変更を証する監事の証明書

(3) 委任状(代表理事本人以外の方が申請する場合)

4. 作成上の注意点

様式集ダウンロードページの「作成上の注意点」を参照のこと

5. 根拠法

中小企業等協同組合法(第86条第2項)

(変更の登記)

第86条

2 第83条第2項第5号の事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては4週間以内に、従たる事務所の所在地においては5週間以内にすればいい。

6 . 罰則その他

この法律に定める登記を怠ったとき、組合の発起人、役員又は清算人は、20万円以下の過料に処する。(中小企業等協同組合法 第115条第2号)